

令和 7 年国勢調査 調査員事務の概要について

● 令和 7 年国勢調査について

国勢調査は、統計法に定める基幹統計調査として実施する「人及び世帯に関する全数調査」であり、各種行政施策の最も基礎となる資料を得ることを目的としています。最初の国勢調査が実施された大正 9 年以降 5 年ごとに実施され、令和 7 年調査は 22 回目の調査となります。

調査期日：令和 7 年 10 月 1 日現在

調査対象：住民票の有無にかかわらず村内に 3 ヶ月以上居住している人

調査項目：世帯員に関する事項… 13 項目，世帯に関する事項… 4 項目，計 17 項目

調査区数：東海村全体で 269 調査区

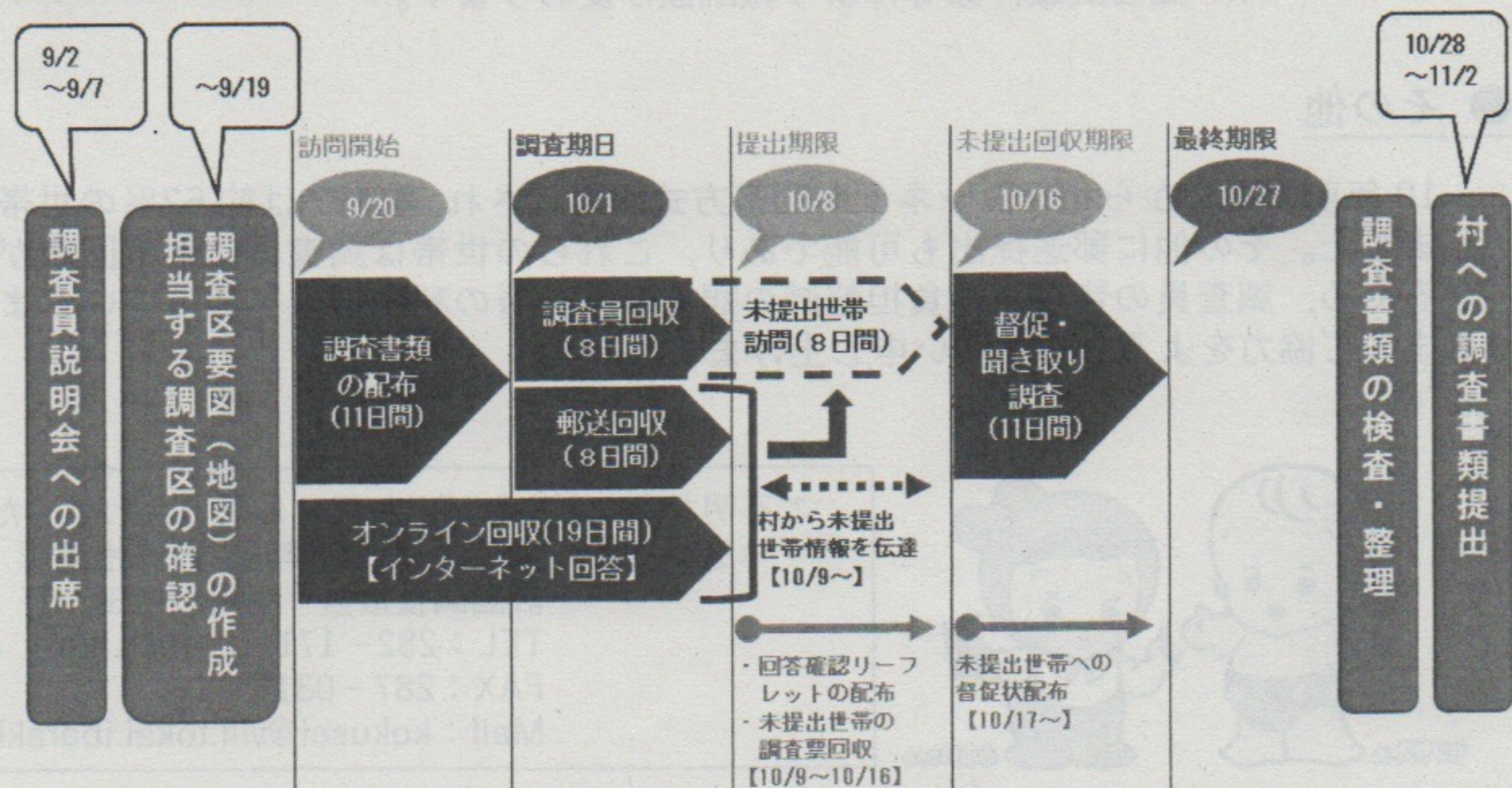
● 調査員事務について

調査員は、担当する調査区内を巡回し、世帯への調査書類の配布と回収を行うとともに、「調査区要図」（調査区内の世帯の位置を表す地図）と「調査世帯一覧」（調査区内の各世帯の世帯主氏名や住所等を記載する一覧表）の作成を行います。

なお、本村では調査区数 269 に対して、173 名の調査員で実施しなければならないため、半数以上の方に 2 つの調査区の担当（多い方で 150 世帯程度の訪問）をお願いすることになります。

● 調査員事務のスケジュールについて〔予定〕

1. 調査全体の流れ



2. 主な事務の内容

① 調査員説明会への出席〔9/2(火)～9/7(日)のうち1日 場所：東海村中央公民館〕

- ・調査内容、調査方法などを説明し、各種調査用品を配布します。

※出席いただく日時は、調査員ごとに指定してお知らせいたします。

② 担当調査区の確認と『調査区要図』(地図)の作成〔～9/19(金)※目安〕

- ・担当する調査区を、説明会で配布した地図により確認します。
- ・世帯識別番号などを記載する『調査区要図』(地図)を作成します。

③ 『調査世帯一覧』への記入と調査書類の配布〔9/20(土)～9/30(火)〕

- ・世帯を訪問し、世帯主氏名や世帯人数を聞き取り、『調査世帯一覧』に記入します。
- ・事前に準備した調査票など書類一式を世帯に配布します。

④ 調査票の回収〔10/1(水)～10/8(水)〕

- ・調査員による回収を希望した世帯の調査票を回収します。

⑤ 未提出世帯の調査票回収、回答確認リーフレットの配布、督促状の配布

- ・インターネット及び郵送を希望した世帯の提出が済んでいない場合、紙調査票の記入を依頼し、回収します。〔10/9(木)～10/16(木)〕

※インターネット及び郵送を希望した未提出世帯の情報は村から伝達します。

- ・訪問時に会えなかった未提出世帯については、回答確認リーフレットを郵便受けに入れて配布します。〔10/9(木)～10/16(木)〕

- ・最終的に調査票の回収ができなかった場合は、督促状を配布し、可能であれば近隣の方などから聞き取りにより調査します。〔10/17(金)～10/27(月)〕

⑥ 調査書類の整理と提出〔10/28(火)～11/2(日) 場所：東海村産業・情報プラザ(アイヴィル)〕

- ・調査票受領会へ出席し、回収した調査書類などを提出します。

● 調査員報酬について

1 調査区担当：30,000～40,000 円程度

2 調査区担当：50,000～70,000 円程度

※ 担当調査件数等により報酬額が変わります。

● その他

10年前の調査からインターネット回答方式が導入され、本村では約52%の世帯が利用しました。その他に郵送提出も可能であり、これらの世帯は調査員による回収が不要となるため、調査員の皆さまの負担軽減の観点から一層の利用推進を図っていきます。皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。



ご不明な点などあればお気軽にお問い合わせください。

《連絡先》 東海村 総合戦略部 政策推進課

計画調整担当 助川、中田、坪

TEL：282-1711 (内線 1306)

FAX：287-0317

Mail：kokusei@vill.tokai.ibaraki.jp